

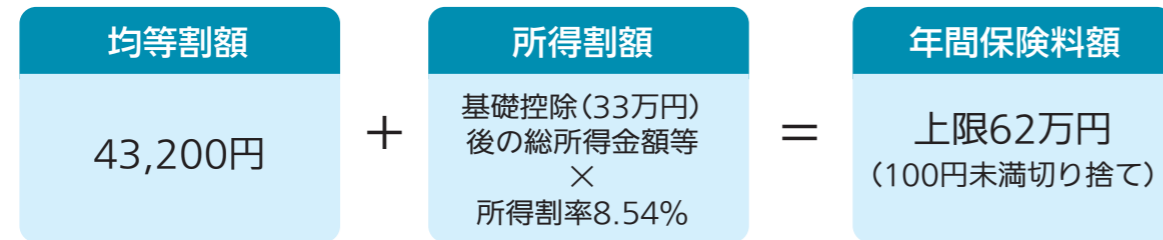
後期高齢者医療保険料年間保険料額の 軽減率が変わりました

栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平性が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため、平成31年4月から、75歳以上の皆さんの保険料の軽減率が変わりました。

後期高齢者医療保険料額は、被保険者全員に納めていただく「均等割額」と所得額に応じて負担していただく「所得割額」の合計額となり、平成30(2018)年中の所得をもとに、個人ごとに計算されます。



軽減について

所得の低い人や、これまで被用者保険の被扶養者であったため保険料を負担する必要がなかった人への保険料の軽減率が変更になりました。

〈所得の低い人の軽減について〉

均等割額の軽減

世帯(被保険者全員と世帯主)の合計所得が以下のとおり基準を超えない場合は、均等割額が軽減されます。なお、65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円を控除した額で判定します。

8割軽減 平成30年度は9割軽減※1	[基礎控除額(33万円)]を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他の各種所得がない場合)
8.5割軽減※2	[基礎控除額(33万円)]を超えない世帯
5割軽減	[基礎控除額(33万円)+28万円×被保険者数]を超えない世帯 (平成30年度は27.5万円)
2割軽減	[基礎控除額(33万円)+51万円×被保険者数]を超えない世帯 (平成30年度は50万円)

※1 特例措置が見直され、9割軽減に該当する人は令和元年度は8割軽減に軽減率が変わります。

※2 8.5割軽減対象の人は、本来7割軽減ですが、年金生活者支援給付金の支給対象とならないこと等を踏まえ、令和元年度は8.5割軽減を据え置きます。

〈被扶養者であった人の軽減について〉

均等割額は、昨年度までは制度の加入から2年以上経過しても5割軽減されていましたが、特例措置が廃止され、5割軽減されるのは加入から2年間になります。

これは、75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった人が対象です。

2022年3月31日までの3年間に限り、 風しん抗体検査・予防接種を公費で 受けられます

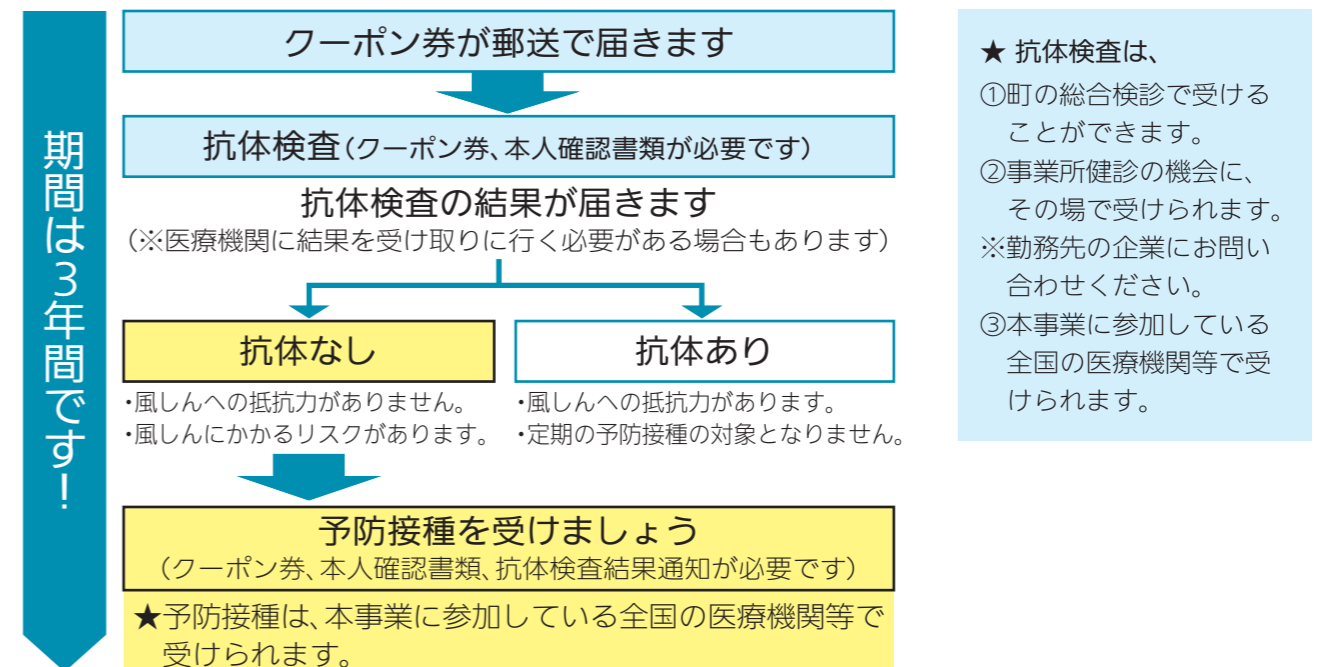
健康増進課母子保健係 ☎028(677)6040

風しんの予防接種は、現在、予防接種法に基づき公的に行われています。しかし、公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、**抗体保有率が他の世代に比べて低くなっています(約80%)**。対象者は、クーポン券を利用することで、無料で抗体検査・予防接種が受けられます。

クーポン配布時期	対象者
平成31(2019)年度	昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性
令和2(2020)年度	昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性

※ワクチンの確保が難しいことや、対象者が一斉に医療機関へ受診することでの混乱を避けるため、2段階に分けてのご案内となりますので、ご了承ください。

〈抗体検査・予防接種までの流れ〉



〈抗体検査・予防接種実施医療機関(町内)〉

病院名	住所	電話番号	実施の有無	
			抗体検査	予防接種
金子内科クリニック	芳賀町祖母井1040-2	028(677)8881	○	○
芳賀中央クリニック	芳賀町上延生534-1	028(677)5811	○	○
松谷内科胃腸科クリニック	芳賀町祖母井1708-17	028(677)1631	○	○
和久医院	芳賀町西水沼119-1	028(678)0020	○	○

★上記以外の抗体検査・予防接種を受けられる医療機関等のリストは、町ホームページに掲載していますのでご確認ください。